

り災証明書の発行について

り災証明書とは

被害家屋調査に基づき、東日本大震災により被害を受けたことを公的に証明するためのもので、各種支援制度（市や県、国の見舞金や義援金、生活再建支援金等）を利用する際に使います。

申請受付・発行場所

| | | |
|------------------|----|-----------|
| 税務課（市役所 2階） | 電話 | 88 - 9125 |
| 長沼市民サービスセンター 市民係 | 電話 | 67 - 2112 |
| 岩瀬市民サービスセンター 市民係 | 電話 | 65 - 2112 |

受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）

申請できる方

り災者本人及びり災者本人と同一世帯員

* 代理人の場合は、委任状が必要です。

申請に必要なもの

窓口に来られる方の身分証明書（免許証・健康保険証など）

手数料

無料

その他

- 1 被害家屋の調査は、平成 24 年 4 月 27 日で終了しました。
- 2 り災証明書の再発行もできます。
- 3 被害家屋の調査を受けていない場合は、被害状況がわかる写真を持参し申請してください。内容を確認のうえ、り災証明書（被害判定区分：一部損壊）を交付します。
- 4 り災証明書に関しご不明な点は、市役所税務課（電話 88 - 9125）にお問い合わせ願います。